



明治安田の長期運用年金



5年ごと配当付利率変動型個人年金保険

特に重要なお知らせ (注意喚起情報) <重要事項説明書類>

この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」には、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」は、ご契約後も大切に保管してください。

- 記載内容について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
- 主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。

4 年金などをお支払いできない場合…P.3

6 解約と返戻金…P.5

- 特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。

7 現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした新たなご契約…P.5

ご契約の際には、以下も必ずご確認ください

●「ご契約のしおり 定款・約款」

お支払事由および制限事項の詳細など、ご契約についての大切な事項や必要な保険の知識などをご説明しています。

●「契約概要」「見積書」

ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

明治安田

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。

1 | 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）

- ご契約の申込日からその日を含めて **8日以内**（土・日・祝日、年末年始の休日を含みます）であれば、書面または電磁的記録（※）により保険契約のお申込みの撤回または解除ができます。書面は、郵便により当社の支社または本社あて上記期限内に発信してください。

（※）電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ（P.10 参照）の専用申出フォームからお申し出いただく方法を設定しております。



クーリング・オフができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるとき

2 | 告知

- ご契約に際して、医師による診査や健康状態などの告知は不要です。

電話や訪問によるお申込内容などの確認について

- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または死亡給付金ご請求の際、ご契約者・被保険者・受取人に電話や訪問のうえ、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会や確認をさせていただく場合があります。



- 電話確認の内容は、当社の業務の運営管理およびサービスの充実などに必要な範囲で録音させていただく場合があります。
- 事前のアポイントなしに訪問させていただく場合があります。
- 電話・訪問確認の際は、ご本人さまの確認をさせていただきます。

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

特にご注意ください事項や不利益となる事項を記載しています。

3 | 保障の開始

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、お申込みの時にさかのぼって、ご契約上の保障が開始されます。



生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 | 年金などをお支払いできない場合

次のような場合には、年金などをお支払いできません

●免責事由に該当する場合

例・死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡したとき など

●重大事由による解除の場合

例・死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
・ご契約者または死亡給付金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき など

●詐欺による取り消し、年金または死亡給付金の不法取得目的による無効の場合

●保険料のお払込みがないことによる解除、失効の場合（※）

（※）失効が取り消された場合を除きます。



年金などをお支払いできない場合については、「ご契約のしおり」、および冊子「保険金・給付金のご請求について」をあわせてご確認ください。

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

特にご注意ください事項や不利益となる事項を記載しています。

5 | 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い(解除、失効、失効取消)

猶予期間とご契約の解除、失効

- 保険料は払込期月内にお払い込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、お払込みの猶予期間を設けています。
- 第 1 回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は解除となります。
- 第 2 回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います（失効）。その後、支払事由が発生しても、給付金のお支払いはできません（※）。

（※）失効が取り消された場合を除きます。



「当社が自動的に保険料を貸し付けてご契約を有効に継続させる制度（自動振替貸付）」のお取扱いはありません。

ご契約の失効取消

- ご契約が失効した場合、年金開始日前、かつ、失効取消可能期間（失効日からその日を含めて 2 ヶ月間）中に未払込保険料をお払い込みいただいたときには、失効日にさかのぼって失効を取り消すことができます。
- ご契約の失効中に給付金の支払事由が発生した場合でも、失効が取り消されたときには、給付金をお支払いします。
- 失効取消のお申し出の前に返戻金を請求した場合は、失効取消はできません。
- ご契約の失効後、失効取消可能期間を経過した場合は、有効な状態に戻すことはできません（復活のお取扱いはありません）。

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。

6 | 解約と返戻金

- この保険の返戻金の額は、経過年月数などによって異なります。なお、年金開始日以後はご契約を解約することはできません。

ご契約から 10 年未満

解約された場合の返戻金は保険料払込累計額を下回ります。

ご契約から 10 年経過以後

解約された場合の返戻金は保険料払込累計額以上となります。

7 | 現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした新たなご契約

- 解約・減額されますと、多くの場合、返戻金は**保険料払込累計額よりも少ない金額となります。**
- 一定期間の契約継続を条件に発生する**配当の請求権等を失うことになる場合があります。**
- 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、保険種類によっては**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲（保険金などの支払事由）が異なることにより、**現在の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。**
- 詐欺による取り消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。



現在のご契約を解約・減額される時期などは、お客さまご自身でご判断ください。

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

特にご注意ください事項や不利益となる事項を記載しています。

8 | ご契約者と相互会社との関係

- 当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 相互会社ではご契約者が「社員」となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。

9 | 年金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額などが削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額などが削減されることがあります。

10 | 給付金などのご請求

- 給付金などの支払事由が生じた場合や、お支払いの可能性があると思われる場合などには、速やかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。
 - ご契約内容によっては、複数の給付金などの支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。
- ⇒冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

特にご注意ください事項や不利益となる事項を記載しています。

11 | その他、ご注意ください事項

ご住所などを変更された場合

- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずお客さま専用サイト「MYほけんページ」にてお手続き、または当社にご連絡ください。

保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）について

- ご契約者が、自らご契約に関するお手続きを行なうことができない特別な事情がある場合、ご契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、所定のお手続きを行なうことができます。
- ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。

契約者貸付制度について

- 契約者貸付制度はありません。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については、コミュニケーションセンターへご連絡ください。連絡先は P.10 に記載しています。

主な用語のご説明

●太字の用語は他の項目で説明しています。 ●➡の用語もご参照ください。

か

給付金

【きゅうふきん】

➡[保険金／給付金]

給付金受取人

【きゅうふきんうけとりじん】

給付金を受け取る人のことをいい、死亡給付金受取人は**保険契約者**が指定します。

契約日

【けいやくび】

保険契約が始まる日をいい、**保険期間**の起算日や年齢の計算の基準日になります。

告知

【こくち】

被保険者の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて、事実をありのままに報告していただくことを告知といいます。

さ

失効

【しっこう】

保険料のお払込みの**猶予期間**を過ぎても保険料のお払込みがなかったために、保険契約の効力が失われることをいいます。

➡[払込期月] [失効取消]

失効取消

【しっこうとりけし】

保険契約が**失効**した後、失効日から2ヵ月以内に未払込保険料を払い込むことで、失効日にさかのぼって失効を取り消し、保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

支払事由

【しはらいじゆう】

給付金などが支払われる場合のことをいいます。**被保険者**の死亡などがこれにあたります。

➡[免責事由]

社員配当金

【しゃいんはいとうきん】

決算で生じた剰余金から**保険契約者**に分配されるお金のことをいいます。

診査

【しんさ】

診査医扱いのご契約を申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をすることをいいます。

た

積立金

【つみたてきん】

当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金額のことをいいます。

は

配当金

【はいとうきん】

➡[社員配当金]

払込期月

【はらいこみきげつ】

保険料をお払い込みいただく月のことをいいます。月掛の場合、月単位の契約応当日が属する月の1日から末日までになります。

被保険者

【ひほけんしゃ】

保険の保障の対象となる人のことをいいます。その人が死亡した場合などに**給付金**などが支払われます。

返戻金

【へんれいきん】

保険契約が解約された場合などに**保険契約者**にお払戻しするお金のことをいいます。

保険期間

【ほけんきかん】

保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険金／給付金

【ほけんきん／きゅうふきん】

被保険者が死亡などの**支払事由**に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

保険契約者

【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（**保険料**のお払込みなど）を持つ人のことをいいます。

保険料

【ほけんりょう】

給付金などの対価として**保険契約者**からお払い込みいただくお金のことをいいます。

ま

免責事由

【めんせきじゆう】

被保険者が**支払事由**に該当された場合でも、死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡したときなどのケースでは**給付金**などが支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

猶予期間

【ゆうよきかん】

払込期月内に**保険料**のお払込みの都合がつかない場合のために、お払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料のお払込みがないと保険契約は解除となりまたは**失効**します。

予定利率

【よていりりつ】

明治安田の長期運用年金の場合、給付金などを算出する際に基準となる利率であり、**積立金**に適用されます。なお、積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

ecoシリーズ商品の お電話によるご相談窓口

コミュニケーションセンター



0120-510-155

月曜～金曜（除く祝日・年末年始） 9:00～18:00

土曜（除く祝日・年末年始） 9:00～17:00

コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただきます。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご覧ください。

ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03-3283-8111（代表）

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

めいやすペンタン

